

平成 26 年 11 月 26 日現在

機関番号：14701

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2012～2013

課題番号：24653007

研究課題名(和文)米国の租税回避否認法理に関する研究

研究課題名(英文)A study on judicial anti-tax avoidance doctrines in the United States

研究代表者

袴田 裕二 (HAKAMATA, Yuji)

和歌山大学・経済学部・教授

研究者番号：60623759

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円、(間接経費) 480,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、米国の租税回避否認法理の形成過程を研究し、わが国への導入の可能性を探ることを目的とする。法理のはじまりとされるGregory事件判決は、取引が租税回避目的で行われていても法解釈に影響しないというわが国でも判例・学説上みられる考え方を前提に、自由法論の影響を受けた目的論的解釈を行ったものであり、わが国の外国税額控除余裕枠りそな銀行事件最高裁判決(平成17年)など同様の手法によるものであると分析した。Gregory判決は、1950年代までの範囲でみると、その後組織再編事件や法人格否認事件で引用され、特に租税法上の法人格否認事件で引用される中で、射程も広がり、内容も明確化されていった。

研究成果の概要(英文)：Purpose of this study is to see if judicial anti-tax avoidance doctrines in the U. S. are transferable to Japanese taxation where Western style tax shelters are causing serious problems. The outset case of the doctrines, Gregory v. Helvering, was a case of purposive interpretation under strong influence of legal liberalism, whose interpretation, I think, is quite similar to that of some Japanese Supreme Court cases in these 10 years, including a famous tax avoidance case on foreign tax credit in 2005. This study also analyze the developments of the anti-tax doctrines until 1950's, studying tax cases on corporate reorganization and on disregard of corporate entity.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：米国 租税回避 否認法理 Gregory グレゴリー 日米比較 外国税額控除余裕枠 法人格否認

## 1. 研究開始当初の背景

近年、欧米の専門家の影響を受けた洗練された形の「欧米型租税回避」スキームがわが国でも頻繁にみられるようになり、これらのスキームについての課税事件が裁判でも争われるようになってきた。外国税額控除余剰枠りそな銀行事件(最判平成17年)、映画フィルムリース事件(最判平成18年)、ガイドント事件(東京高判平成19年)、武富士事件(最判平成23年)などの判決がこれまでに出版されているが、未だ判例の数が少なく、判例上の考え方は整理されていない。

他方、米国では、1934、1935年のGregory事件判決(第二巡回控訴裁判決(69 F.2d 809 (1934)及び連邦最高裁判決(293 U.S. 465 (1935)))以来、判例の積み重ねの中で、シャム取引法理、経済実質法理、事業目的法理、ステップ取引法理などの租税回避否認法理が形成され、多くの租税回避事件の判決で租税回避を否認する基準として用いられている。

米国の租税回避否認法理を巡っては、わが国では、外国税額控除余剰枠りそな銀行事件一審などで、Gregory判決の解釈手法に基づいた手法が国側から主張されたことがあったが、この主張は裁判所に採用されず、その後も米国の法理の考え方が採用された判例はない状況にある。

## 2. 研究の目的

米国の租税回避否認法理は、新しい租税回避スキームが次々に開発され、それに対する対処が求められてきた1930年代からの長い歴史の中で、形成されてきたものである。本研究は、米国の租税回避否認法理がどのような事件を契機に、どのように対処する中から出てきたもので、その後の判例の積み重ねの中でどのように法理として形成され、発展してきたか、また法理の形成・発展の背景にはどのようなものがあったかを検証し、わが国への導入の可能性を探ることを目的とした。

## 3. 研究の方法

まず、いくつかの租税回避否認法理の始まりとされる1934、1935年のGregory事件判決の意義について、先例となっていた米国の判例や米・日の先行研究等を検証し、Gregory事件判決の解釈の位置づけについて考察した。

続いて、Gregory事件判決の後の租税回避否認法理の形成過程について、1950年代までの判例を題材に、検討を行った。

## 4. 研究成果

研究成果は、二本の論文に集約されている。それぞれの論文の要旨は以下の通りである。(1)第一論文「Gregory事件判決について(日米比較の視点から)」

はじめに

日本は大陸法系の法体系をもち、米国は英

米法系の法体系をもっている。法体系も異なることから米国の法理について検討するには慎重さが必要と思われる。

米国の判例法上の法理ないしテストについては、例えば憲法では米国の「二重の基準」、「『明白かつ現在の危険』の基準」などはわが国の判例・学説に取り入れられており、また、民事法でも「法人格否認の法理」などはわが国の判例・学説に取り入れられている。法体系が異なることから米国租税法の判例法上の考え方をわが国で参考にすることは不可能、と考える根拠はないと思われる。

他方、租税回避事件は年々大型化し、租税回避を巡る状況は深刻化してきており、米国の租税回避否認法理を参考にする意義は高まっている。

### Gregory事件判決の概要

Gregory事件判決は、第二巡回控訴裁判決、連邦最高裁判決とも、

(a)納税者は租税が少なくなるように取引を組み立てることができる、租税を回避したいという動機は判決の判断に関係ない、という二つの考え方を前提に、

(b)法令の文言上の要件を満たしている取引について法令の意図に照らして目的論的解釈を行って条文の適用を否定している、という点に特徴がある。

Gregory事件判決の特徴(1) - 租税回避の意図等

納税者は租税が少なくなるように取引を組み立てることができるという前提は、U.S. v. Isham事件連邦最高裁判決(1873年)など先例のなる判例の考え方を踏襲したものである。この考え方は、先例となる判例では、脱税にあたらなければ、課税要件の充足を逃れるために何をしても差し支えない、という趣旨であったが、Gregory事件判決の前提は、課税金額を少なくするアレンジメントは認められるという趣旨であり、やや新しい考え方を打ち出したとも理解できる。しかし、この考え方は、過渡的なもので、後に1950年代になって「手数料」を支払って多額の「費用」を計上できるタックス・シェルターが現れると修正を迫られることになる。

取引の動機が租税回避であっても判決の判断に関係しないという前提も、Superior Oil Co. v. Mississippi事件連邦最高裁判決(1930年)などの先例に従ったものである。Gregory事件第二巡回控訴裁判決を書いたL. Hand判事は、解釈の際に問題となるのは「取引が形式上見える通りのものかどうか」ということで、租税回避が取引の動機であっても判断には関係がない、と後の事件の判決で解説をしているが、なぜそのような考えるのかについて、判事自身は説明しておらず、通説的説明もないようである。この点について、米国のある研究者は、「租税回避目的テストに反対している実際の判例は、動機を立証することの執行上の難しさを理由とするのではなく、多くの取引は租税上の目的の

無に関係なく課税されているというありふれた観察に基づいている。」と書いている。

取引の動機が租税回避であっても判決の判断に関係しないということについては、わが国の判例にも、航空機リース事件の一審（名古屋地判平成16年）同事件二審判決（名古屋高判平成17年）などに同様の考え方がみられ、「契約が租税回避目的で締結されたことを理由として」特別の法解釈を行うならば「法的安定性を損なう」と説明する見解もある。動機が租税回避であっても解釈に影響しないという Gregory 事件判決の考え方は、わが国にも存在しているものである。

Gregory 事件判決の特徴(2) - 目的論的解釈

Gregory 事件では二審判決も上告審判決も、取引が法令の条文の文言通りの要件を満たしていることを確認した上で法令の意図に照らして目的論的解釈を行い、条文の適用を否定している。二審判決は目的論的解釈を行う際に、議会レポートを参照して立法趣旨を確認し、目的論的解釈を行って法令の適用を認めなかった先例（組織再編についての1933年の連邦最高裁判例と1932年の第二巡回控訴裁判例）をあげた。上告審は二審の判断に加えるべきことはほとんどない、と書いている。その上で、いずれの判決も、問題となった取引が法令に定める「組織再編」からかけ離れたものであることを強調している。Gregory 事件判決がその後の判決に大きな影響を持ち続けられたのは、目的論的手法による解釈の適用の仕方が取引と該当法令の本質を捉えた特に優れたものだったことに起因していると考えられる。

Gregory 事件での解釈手法は、法の欠缺を強く意識したドイツ・フランスの自由法論の影響を受けたものであると考えられる。自由法論の考え方が米国に伝わり、Lochner v. New York 事件連邦最高裁判決（1905年）以降の法解釈についての革新主義的運動の中でプログラティズム法学やリアリズム法学が唱えられた。Gregory 事件判決はこのような動きの中での、当時としては革新的なものだった。

自由法論はわが国にも早くから伝わっていた。Gregory 事件判決と同様に、目的論的解釈を行うことによって文理解釈を行った場合とは異なった判断を行っている租税法の判決はわが国にもみられる。一括支払いシステム事件最高裁判決（最判平成15年）、南九州コカコーラ・ボトリング株式会社事件最高裁判決（最判平成21年）、一時払い養老保険最高裁判決（最判平成24年）はその例である。租税回避の分野では、（この判決文をどのように読むべきかさまざまな見解が表明されているが）外国税額控除余裕枠りそな銀行事件最高裁判決（最判平成17年）がこのような判決の例であると考えられる。

このように考えると、Gregory 事件判決の解釈手法は、わが国でも判例上既にみられる

ものと同様のものであると考えられる。

おわりに

Gregory 事件控訴審判決は、事業目的に関する一般的な法理を書こうとしたものである、との見解があるが、筆者は賛成できない。米国の租税回避否認法理における Gregory 事件判決の意義は、後にさまざまな批判にあり、さまざまな判例に引用される中で整理されていったとみるのが妥当であると考えられる。

（2）第二論文「Gregory 事件判決と租税回避否認法理の形成 - Gregory 事件判決から1950年代まで - 」

はじめに

Gregory 事件連邦最高裁判決が出された後、米国では、さまざまな事件でこの判例が引用され、それが租税回避否認の法理の発展につながっていくことになる。

Gregory 事件判決の反響について

Gregory 事件判決は、行われた取引が「事業上または法人の目的のない単なるオペレーション」であった、などと書いたため、歳入法112条の組織再編に該当するためには事業目的が必要であると裁判所が判断したと解された。判決の直後には法令をこのように解釈することに実務家等からの反発が強かった。

Chisholm v. CIR 事件判決

Chisholm v. CIR 事件判決（1935年）では、Gregory 事件連邦最高裁判決について解説しつつ L.Hand 判事が判決を書いた。そして、この判決を先例とするのは「事業目的」がまったく考えられないような極端な場合に限定される、という考えが表明された。また、条文の特定の用語についての目的論的解釈による否認だった Gregory 事件判決がより一般化・普遍化された形で引用され、判例法上の法理として発展する契機となった。

組織再編事件での引用判例

Gregory 事件判決後に税制改正があって、同じタイプの組織再編（スピン・オフ）に非課税扱いが認められなくなったこともあって、組織再編分野では、Gregory 事件判決を引用した判決は比較的少ない。

Helvering v. Minnesota Tea Co. 事件連邦最高裁判決（1935年）では、Gregory 事件判決を「シャムを、単なる仕掛けであって取引の性格を覆い隠すことを意図したもの」と読んだが、この読み方はその後法理等として発展していくことはなかった。

Bazley v. CIR 事件等、内国歳入法上の組織再編の一つである「資本再構成（recapitalization）」に該当して非課税扱いが認められるかどうか争点となった一連の事件では、「資本再構成」には「株主の事業目的」ではなく「法人の事業目的」が必要と判断した裁判所が、当初は多かった。しかし、Bazley v. CIR 事件連邦最高裁判決（1947年）以降は、このような判決は出されなくなった。少数株主閉鎖法人の場合には、

「株主の事業目的」と「法人の事業目的」を区別することが困難であること等が理由であると考えられる。事業目的の有無ではなく、「資本再構成」に非課税扱いが認められている法令上の目的に照らして判断するという手法が採用された。

このように、組織再編に関連する判決では、租税回避否認法理の発展はみられなかった。

組織再編以外の事件での引用判例

組織再編以外の分野では、Gregory 事件判決は主に法人格否認の分野で多く引用された。

1938年から1943年にかけて、法人格の否認等が争点となった租税回避事件で、連邦最高裁はGregory 事件判決を引用しつつ判決を下した。

租税回避を否認する基準として、連邦最高裁はGregory 事件判決を大胆に一般化して読み、

(F) 「遠回りの不正な道」(Minnesota Tea Co. v. Helvering 事件差戻後連邦最高裁判決(1938年))

(I) 「課税対象資産に対する現実の支配」(Griffiths v. Helvering 事件連邦最高裁判決(1939年))

(U) 「支配を変更することもなく経済的利益の流れを変えるものでもない取引」及び「虚偽またはシャム」(Higgins v. Smith 事件連邦最高裁判決(1940年))

(I) 「その目的が事業活動と同等であるか、その法人がその後事業活動に従事し続けるのであれば」及び「シャムまたは虚偽」(Moline Properties, Inc. v. Commissioner 事件連邦最高裁判決(1943年))

という表現(考え方)を引き出して提示したが、これらはいずれも基準としては明確さ、緻密さに欠けるものだった。

1944年から1957年にかけて、第二巡回控訴裁のL.Hand判事はGregory 事件判決を引用しながら租税回避事件で判決や反対意見を書いた。これらの判決等の中で、以下のような状況がみられた。

(F) 租税回避が否認される場合の基準が、「税法において商業上または工業上の規定の中の用語を解釈するときには、我々はそれらの用語は商業上または工業上の目的で行った取引について言及しているのであって、租税回避以外に動機のない取引はこれに含まれていない」(CIR v. Transport Trading & Terminal Co.事件第二巡回控訴裁判決(1949年))などの表現にみられるように、より明確なものになった。

(I) 「租税回避以外に動機のない取引はこれに含まれていない」(CIR v. Transport Trading & Terminal Co.事件第二巡回控訴裁判決(1949年))という表現にみられるように、租税回避の否認法理の射程が事業上の取引以外にも広がった。

(U) 取引の動機という主観面だけでなく、「租

税を減らすこと以外に受益的利益に影響がない取引」(Gilbert v. CIR 事件第二巡回控訴裁判決(1957年))という表現にあるように、取引の客観面にも着目するようになった。

(I) 「租税を減らすこと以外に受益的利益に影響がない取引を行った場合には、税法はその取引を無視する。」(Gilbert v. CIR 事件第二巡回控訴裁判決(1957年))という表現にあるように、法人格否認の法理を用いた場合以外にも私法上の法律関係を離れて否認する場合があるという考え方が出てきた。

そして、これらの点が、後の二分岐テスト(two-prong test)や、経済実質法理(economic substance doctrine)の形成につながって行くことになる。

おわりに

Gregory 事件判決は、法人格否認の事件で多く引用された。この分野の事件では条文上の特定の用語の解釈が争点となっていたわけではないので、租税回避を巡る法の解釈について一般的な考え方が提示され、射程も広がっていった。

本稿で扱った判例では、私法上の法律関係を離れて否認を行っているものがいくつかある。このような否認手法は、法人格否認の法理を用いたことの必然の結果であるが、Gilbert v. Commissioner 事件控訴審判決のL.Hand判事の反対意見から、法人格否認の法理を用いない租税回避事件でも、私法上の法律関係を離れて租税回避を否認するという考え方が出てくる。租税回避否認法理が法人格否認の法理から独立し始めたこととみることができる。その背景には、どのようなものが否認の対象となるのかということに関しての基準が整ってきたこと、及び、「税法は、税を課すことを目的としたものであり、税からの逃れ道を提供することがその目的のうちにあるはずはない」という、租税回避否認の理由付けが明確な形になってきたこと、の二点が考えられる。

また、本稿でみた判例では、否認の手法は、課税上の利益を与えない、というもので、わが国の「私法上の法律構成」による否認で行うような取引の引き直しは行っていない。これは、2010年に内国歳入法に入った経済実質法理(7701条(o)(5)(A))に至るまで同様である。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計2件)

袴田裕二「Gregory 事件判決について(日米比較の視点から)」税大ジャーナル 24号 59-92頁、査読無(2014)

袴田裕二「Gregory 事件判決と租税回避否認法理の形成 - Gregory 事件判決が

ら 1950 年代まで - 」税大ジャーナル 25  
号 (印刷中) 査読無 (2015)

6 . 研究組織

(1) 研究代表者

袴田 裕二 (HAKAMATA, Yuji)

和歌山大学・経済学部・教授

研究者番号 : 6 0 6 2 3 7 5 9